

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和3年12月

環境省水・大気環境局土壤環境課

1. 改正の趣旨

- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）においては、土壤汚染に関する調査の契機を広く確保するために、法第4条第1項において、一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出（以下「形質変更届」という。）の義務規定を設けているところである。
- ・当該形質変更届については、令和元年度には全国で合計11,227件にのぼり、そのうち79件について調査命令が発出されており、土壤汚染に関する調査の契機を数多く確保できている一方で、事業者や自治体の事務負担も少なくない状況となっている。
- ・とりわけ、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第23条第2項第2号に基づき、「土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合」に添付することとされている「当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」（以下「同意書」という。）については、共有地等の土地の所有者が非常に多数となる場合などに大きな負担となることが明らかとなってきた。
- ・今般、地方分権改革の一環として自治体からいただいた提案や環境省において実施した実態調査の結果を踏まえ、形質変更届において、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）でない場合に添付を必須としている同意書の規定について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更【規則第23条第2項第2号】

- ・土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合において、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとする。なお、現行の同意書についても、土地の所有者等の所在が明らかとなる内容が記載されているのであれば、「当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」に該当することとして扱う運用を想定している。
- ・添付書類を「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」とするのは、法第4条第3項の規定に基づく調査を必要とする場合に、あらかじめ土地の所有者等の所在を明らかとすることによって、都道府県等の円滑な調査命令発出を担保する必要があることによるものである。

3. 施行期日等（予定）

公布日：令和4年3月

施行日：令和4年7月1日